

社会福祉法人 中名福祉会

なかみょうこども園 重要事項説明書

1. 施設の概要・目的及び運営の方針

●施設の概要

＜設置主体＞ 社会福祉法人 中名福社会

＜施設種類＞ 保育所型認定こども園

＜名 称＞ なかみょうこども園

＜所 在 地＞ 鹿児島市喜入中名町 1006 番地

＜電 話＞ 099-345-0112

＜F A X＞ 099-345-0200

＜ホ-ムペ-ジ＞ <https://www.nakamiyo.com>

＜定 員＞ 25 名（2・3 号） 10 名（1 号）

1 号認定の子ども 10 名

2 号認定の子ども 14 名

3 号認定（満 1 歳以上）の子ども 8 名

3 号認定（満 1 歳未満）の子ども 3 名

＜入所対象児＞ 生後 8 週（産休明け）から小学校入学前

＜休 園 日＞ 日曜、祝日、12/29～1/3（年末年始）、3/30・31（年度末、ただし、いずれかが日曜日の場合は 3/29 も含める）

上記のほかに、1 号認定は土曜日と下記に示す長期休暇（鹿児島市の公立小学校に準ずる）を加える。

- ・夏季休業 7 月 25 日頃から 8 月 31 日まで
- ・冬季休業 12 月 24 日頃から翌年 1 月 5 日頃まで
- ・春季休業 3 月 25 日頃から 4 月 7 日頃まで

＜施設状況＞ 敷地面積 1,895.26 m²

建 物 鉄筋コンクリート造 陸屋根平屋建 442.92 m²

※ 各室冷暖房完備

＜囁 託 医＞ （内科）きいれ浜田クリニック 浜田 努 医師
鹿児島市喜入町 6988-1 TEL：099-345-0077

（歯科）友愛歯科医院 黒江 信二 医師
鹿児島市喜入町 6075-7 TEL：099-345-1471

＜囁託薬剤師＞ きいれ浜田クリニック 中島 由美 薬剤師
鹿児島市喜入町 6988-1 TEL：099-345-0077

●目 的

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育・保育並びに3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長を図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、教育・保育を提供します。

●運営の方針

本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営します。

本園は、心・身体ともに強く、たくましく、意欲をもって活動できる子どもを育成する活動を行っています。

2. 提供する教育・保育の内容

本園は、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じて教育・保育を提供します。

＜保育目標＞ 1. 健康な子ども

正常に発達した心身と、どんな事でもやりとげられる体力を持った人

2. しつけの正しい子ども

基本的生活習慣の自立

3. 情操豊かな子ども

音楽、造形活動等を通して豊かな心情、情操をもった人

4. 仲良くする子ども

他人との関係が円満にでき、社会生活に順応できる子どもに育てる

5. 頑張り、意思の強い子ども

自分の置かれた環境の中で、能力に応じてしっかりした生活を築きあげていこうとする知恵、知能のある人

＜食事の提供方法＞

- (1) 自園調理・・・献立は毎月月末にアプリにて配信します。
- (2) アレルギー対応・・・アレルギー食物の除去・解除につきましては、医師の「アレルギー除去食に関する診断書」の指示に基づいて実施します。

3. 職員について・・・職種と職務、員数

本園に次の職員を置く。(なお、員数においては変動することがある。)

園 長 1 名

- ・教育・保育の質の確保及び向上を図る。
- ・園の業務を統括、管理運営し、会計事務に従事する。

主幹保育教諭 2 名

- ・園長を補佐し園務を管理し、園児の教育・保育を行う。

保育教諭 4 名

- ・教育課程及び保育課程に基づき、園児の教育・保育を行う。

栄養士または調理員 1 名

- ・給食及び調理に関する全般を行う。

4. 教育・保育時間

教育・保育時間	保育標準時間	7：00～18：00
	保育短時間	8：30～16：30
	※7：00～8：30、16：30～19：00 まで延長保育（有料）利用可能	
	教育標準時間	8：30～13：30
	※7：00～8：30、16：30～19：00 まで一時保育（有料）利用可能	
	延長保育（有料）	18：00～19：00

- 休園日は日曜、祝日、12/30～1/3、3/30・31（ただし、いずれかが日曜日の場合は3/29も含める）ですが、災害や感染症等の状況により臨時休園する場合がありますのでご了承ください。
- 育児休暇、求職中の方は、短時間保育認定となります。また、お仕事を辞められた時や妊娠・出産、育児休暇に入られるときは支給認定の変更届の提出が必要になりますので、お知らせください。
- 延長保育について
延長保育は、お仕事の関係等で保育を必要とされる方のみが対象となります。希望される方は、年度始めもしくは申込時に「延長保育申込書」をご提出ください。

※0歳児については、離乳食が始まってからとなりますので、別途ご相談ください。

※延長保育料は、別記に記載の保護者負担金の項目をご覧ください。

※閉園時間は19:00ですので、必ずその前にお迎えをお願いいたします。

5. 保護者負担金について

●保育にかかる利用者負担（保育料）

保育料（利用者負担額）は、鹿児島市が定める基本保育料を鹿児島市への納入となります。金額については、鹿児島市にご確認ください。※3歳以上児の保育料は無償になります。

●下記の保護者負担金については、その都度文書等でお知らせの上、口座引き落としになります。

延長保育料	・（単発）18:00～18:29（59秒） 18:30～18:59（59秒） ・（月極）18:00～18:59（59秒） ・保育短時間認定（8:30～16:30）の方 7:00～7:30、7:30～8:00、8:00～8:30 16:30～17:00、17:00～17:30、17:30～18:00 ※18:00以降は保育標準時間の方の延長保育に準じます。	100円 200円 3,000円 30分毎に100円
一時預かり料 ・1号認定型 （月～金） （土曜日、長期休業中の利用） ・非在園児型（月～金）	・7時～8時30分、13時30分～18時までの利用 ・8時30分～13時30分までの利用 ・7時～8時30分、13時30分～18時までの利用 ※18:00以降は保育標準時間の方の延長保育に準じます。 ・9:00～16:00 ・9:00～16:00までの間の4時間以内	1時間毎に100円 500円 1時間毎に100円 2,000円 1,000円
給食費	1号認定の子ども ※土曜日の利用時 1回につき180円追加 ※長期休業中の利用時 1回につき180円 2号認定の子ども：非課税世帯等負担軽減有 ※土曜日 前月28日までの休みの申告で 2日減の場合 4日減の場合	月額3,780円 月額4,500円 4,140円 3,780円
体操服	3歳以上児 シャツ ズボン ※金額は変動することがあります。	3,700円 2,800円

6. 利用定員

●本園の利用定員は以下の通りとします。

＜定 員＞	25 名（2・3 号）	10 名（1 号）
	1 号認定の子ども	10 名
	2 号認定の子ども	14 名
	3 号認定（満 1 歳以上）の子ども	8 名
	3 号認定（満 1 歳未満）の子ども	3 名

7. 利用の開始及び終了について

●本園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた 1 号の子どもについて本園の利用の申し込みがあった場合、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じます。

- ① 利用定員に空きがない場合
- ② 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
- ③ 当該入園希望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

●1 号の子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定します。

- ① 園の教育・保育に関する理念や基本方針に基づき選考します。
- ② 兄弟姉妹が在園している子どもを優先します。

●前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示します。

●支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども及び支援法第 19 条第 1 項第 3 号の子どもについては、支援法第 42 条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じます。

●本園の利用 2 号及び 3 号の子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとします。

- ① 「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- ② 保護者から本園の利用の取り消しの申し出があったとき。
- ③ 市町村が本園の利用の継続が不可能であると認めたとき。
- ④ その他、利用の継続において重大な支障または困難が生じたとき。

8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

●本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。

●教育・保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

●本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講じます。

●園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

●本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連絡を図ります。

(1) 管轄 警察・・・鹿児島南警察署 鹿児島市東開町 1-5 TEL：099-269-0110

消防・・・鹿児島市南消防署 鹿児島市南栄 5 丁目 1-3 TEL：099-269-0119

(2) 保護者への連絡方法・・・電話連絡を基本とするが、場合によっては登園管理アプリ「パピーナ」のメッセージ機能で一斉送信も行う。

●本園は、消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設計を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波等個別に非常災害に対する具体的計画を立てます。

●本園は非常災害時の具体的計画の内容について、わかりやく施設内に掲示します。

●本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知します。

●本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回行います。

9. 要望・相談の受付

●当施設における要望やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

(1) 要望・相談受付窓口（担当者）

〈職名〉主幹保育教諭 〈氏名〉 天川 未来

〈職名〉主幹保育教諭 〈氏名〉 鬼塚 真紀

(2) 解決責任者

〈職名〉園 長 〈氏名〉 木下 由起子

(3) 第三者委員

〈名称〉社会福祉法人中名福祉会 監事 〈氏名〉矢野 ミツ子

〈名称〉中名下集落の住人 〈氏名〉釜付 康弘

10. 保険に関する事項

●本園は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保 険 名 保育園賠償責任保険

補償の概要 園等が法律上の賠償責任を負った場合に被った被害、園児の怪我を補償します。

(補償金額 1 人当たり 1 億円)

1 1. 守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

●児童票に記載事項の個人情報の利用の目的は以下のとおりです。

- ・園児の保育に関する業務
- ・園児の健康状態の把握
- ・卒園児管理に関する業務
- ・卒園児の確認に関する業務 等

●こども園のInstagram・園だより・ホームページ・日々の記録等に子どもや保護者の写真を掲載する場合は保護者の承諾を得たうえで行います。

●市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

●鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の中の第28条（秘密保持等）により取り扱いについては保護者の同意書が必要なので、個人情報使用同意書について提出をお願いします。

重要事項説明書の確認書

令和 年 月 日

なかみょうこども園の入園にあたり、書面に基づいて重要事項を説明しました。

所在地	鹿児島市喜入中名町 1006 番地
名 称	社会福祉法人 中名福祉会 認定こども園 なかみょうこども園
代表者	理事長 桑鶴 ミヨ子
説明者	園 長 木下 由起子

私は、本書面により、なかみょうこども園についての重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。また、個人情報についても説明のとおり の範囲内において使用することに同意します。

なかみょうこども園利用者

住所 _____

保護者氏名 _____ 印 利用児童との関係 _____

利用児童名 _____

利用児童名 _____

利用児童名 _____

兄弟姉妹入園の場合はご一緒に記入してください。